

議案第71号

みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及びみよし市病院事業
管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職等の期末手当の支給割合の引上げ等を行うため必要があるからである。

みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及びみよし市病院
事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和57年三好町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成18年三好町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第3条の規定による改正後のみよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及びみよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「各条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条及び第3条の規定による改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条及び第3条の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

みよし市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> |

みよし市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> |

みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> |

みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額を合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額を合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p> |